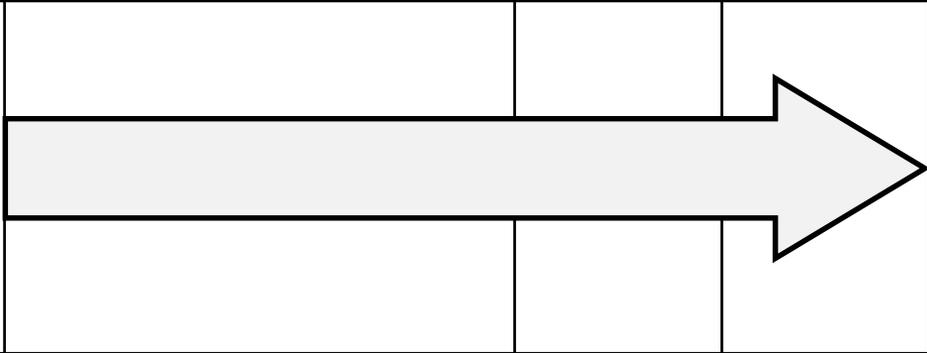


令和2年7月豪雨に係る対応について

協会けんぽでは、令和2年7月豪雨に伴う災害救助法の適用市町村の被災者に対して、以下の費用負担等の措置を実施している。（※令和2年7月27日時点）

事項	内容	R2/7/4	R2/10/12	R2/10/31
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和2年10月31日まで行う。			
任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、令和2年7月分（納付期限7月10日）、8月分（納付期限8月11日）及び9月分（納付期限9月10日）の保険料の納付を最長で令和2年10月12日まで猶予する。			

■ 令和2年7月豪雨における災害救助法適用市町村（※令和2年7月15日時点）

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	4	4	6	14
2	岐阜県	6	0	0	6
3	島根県	1	0	0	1
4	福岡県	4	0	0	4
5	佐賀県	1	0	0	1
6	熊本県	9	12	5	26
7	大分県	2	2	0	4
8	鹿児島県	9	2	0	11
8県合計		36	20	11	67

（出典：内閣府防災情報のページ公表資料）